

鳥取労働局発表
平成27年12月24日(木)

担 当	鳥取労働局雇用均等室
	室長 廣瀬 真理
	地方機会均等指導官 澤渡 恭子
	厚生労働事務官 吉田 奈保美
	電話 0857-29-1709

女性活躍推進法に基づく行動計画策定個別相談会及び パートタイム労働個別相談会を実施します

鳥取労働局（局長 かわのすみとも 河野 純伴）では、女性活躍推進法に基づく行動計画策定を支援するため個別相談会を、さらにパートタイム労働者及びパートでの就労を希望の方、事業主等を対象として、パートタイム労働法の他、育児・介護休業法について個別相談会を平成28年1月から2月にかけて県内3箇所で開催します。

1. 開催日時等

	平成28年1月から2月の実施日時	会 場
鳥取	1/19(火)11:00~15:00	鳥取労働局 4階大会議室 鳥取市富安2-89-9
	2/9(火)11:00~15:00	
倉吉	1/18(月)11:00~15:00	倉吉地方合同庁舎 4階共用会議室 倉吉市駄経寺町2-15
	2/25(木)11:00~15:00	
米子	1/21(木)11:00~15:00	米子地方合同庁舎 4階共用会議室 米子市東町124-16
	2/18(木)11:00~15:00	

2. 対象者

- ・女性活躍推進法に基づく行動計画策定事業主・人事労務担当者等。
- ・パートで働いている方、パートでの就労をご希望の方、事業主の方等。

3. 相談内容

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等に関する各種相談。
- ・パートタイム労働法、育児・介護休業法等に関する各種相談。

4. その他

- ・費用は無料です。
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画策定個別相談会については予約制です。
- ・パート労働相談会についてはご予約の必要はありませんが、相談状況によってはお待ちいただくことがあります。

資料 1 「女性活躍推進法に基づく行動計画策定『個別相談会』のご案内」チラシ
2 「女性活躍推進法に基づく取組の検討はお済みですか？・女性管理職の中途採用が行いやすくなりました！」チラシ
3 「パートタイム労働個別相談会」チラシ